

飯塚市敬老祝品支給要綱(平成19年飯塚市告示第90号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月21日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市敬老祝品支給要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
飯塚市敬老<u>祝金</u>支給要綱 (目的) 第1条 この告示は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し敬老<u>祝金</u>(以下「<u>祝金</u>」という。)を支給することにより、長寿を祝い、その功績に感謝するとともに、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 <u>(祝金)</u> 第2条 <u>祝金</u>は、毎年4月1日からその年の9月1日(以下「基準日」という。)までの間引き続き本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されている者であって、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間に次の各号に掲げる年齢に達するもの<u>に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を支給する。</u> (1) <u>88歳 10,000円</u> (2) <u>100歳以上 20,000円</u>	飯塚市敬老<u>祝品</u>支給要綱 (目的) 第1条 この告示は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し敬老<u>祝品</u>(以下「<u>祝品</u>」という。)を支給することにより、長寿を祝い、その功績に感謝するとともに、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 <u>(対象者)</u> 第2条 <u>祝品の支給対象者(以下「支給対象者」という。)</u>は、毎年4月1日からその年の9月1日(以下「基準日」という。)までの間引き続き本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されている者であって、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間に次の各号に掲げる年齢に達するもの<u>とする。</u> (1) <u>77歳</u> (2) <u>88歳</u> (3) <u>99歳</u> (4) <u>100歳以上</u> <u>(祝品)</u>

(祝金の不支給)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、祝金を支給しないものとする。

- (1) 基準日において生存していないとき。
- (2) 基準日において拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、祝金の支給は適当でないと市長が認めるとき。

(受給の申出)

第4条 祝金は、祝金を受ける資格を有する者の申出により支給する。

(受給資格の喪失)

第5条 祝金を受ける資格を有する者が基準日の属する年の翌年の

第3条 祝品は、前条に規定する支給対象者に対し、それぞれ当該各号に掲げる品物を、選択可能なカタログ方式により支給する。

(1) 77歳 6,000円相当の品物

(2) 88歳 10,000円相当の品物

(3) 99歳 15,000円相当の品物

(4) 100歳以上 20,000円相当の品物

(祝品の不支給)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、祝品を支給しないものとする。

- (1) 基準日において生存していないとき。
- (2) 基準日において拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、祝品の支給は適当でないと市長が認めるとき。

3月31日までに前条の申出を行わなかったときは、その権利を喪失する。

(祝金の返還)

第6条 市長は、虚偽その他不正の手段により祝金を受けた者があるときは、既に支給を受けた祝金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 祝金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(補則)

第8条 (略)

(補則)

第5条 (略)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。